明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○健康・医療戦略推進法の一部の施行期日を定める政令（二〇四）　二

○健康・医療戦略推進本部令（二〇五）　二

〔府令・省令〕

○社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務一）　二

〔告　示〕

○社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件（金融庁三四）　二

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件の一部を改正する件（総務二〇四）　二

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件（法務二六二）　三

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（厚生労働二五三）　五

○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（同二五四）　五

○薬事法第四条第五項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（同二五五）　五

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境六）　六

○一般住民の学習等の用に供するための施設に係る補助の額を定める告示の一部を改正する件（国土交通六六六）　六

○浄化槽の型式を認定した件（北陸地方整備局七三）　七

○登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（近畿地方整備局一〇七、一〇八）　七

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同一〇九）　八

○道路に関する件（四国地方整備局五三）　八

○道路に関する件（北海道開発局八九、九〇）　八

〔国会事項〕

内閣

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔褒　賞〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十六年度マンション管理士試験実施公告（国土交通省）　九

〔公　告〕

諸事項

官庁

金融商品取引業者の登録取消し処分、共同研究者の追加募集、一級建築士の免許の取消し関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇健康・医療戦略推進法の一部の施行期日を定める政令（政令第二〇四号）（内閣官房）

健康・医療戦略推進法（平成二六年法律第四八号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日を平成二六年六月一〇日とすることとした。

◇健康・医療戦略推進本部令（政令第二〇五号）（内閣官房）

1　専門調査会

(一)　健康・医療戦略推進本部（2において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができることとした。（第一条第一項関係）

(二)　専門調査会の委員は、当該専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命することとした。（第一条第二項関係）

(三)　専門調査会の委員は、非常勤とすることとした。（第一条第三項関係）

(四)　専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されることとした。（第一条第四項関係）

2　本部の運営

この政令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、健康・医療戦略推進本部長が本部に諮って定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、健康・医療戦略推進法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二六年六月一〇日）から施行することとした。